

令和7年7月25日
公益社団法人北海道観光機構

各位

令和7年度アドベンチャートラベル推進事業
ATプロモーション（情報発信）事業の企画提案を公募します

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
当機構では、標記事業に係る業務受託者選定のための企画提案を下記の通り募集いたします。

敬具

記

1. 事業名

令和7年度アドベンチャートラベル推進事業 ATプロモーション（情報発信）事業

2. 事業目的

令和5年9月に北海道で ATWS2023 がアジアで初めて実施開催され、海外から北海道へのアドベンチャートラベル（AT）に対する注目度が高まっている一方で、ATWS2023 参加者アンケートでは「情報不足」や「理解度不足」を課題として挙げる意見が多かったことから、引き続き、海外旅行会社やメディア並びに観光客等向けに効果的に情報発信していくことが求められている。

本事業では、北海道をATのデスティネーションとしてさらに発信するとともに、ATに対する理解度や認知度を一層向上させるため、道内外の市場に対して効果的にプロモーションを実施する。

3. 応募方法

募集要領を読み、期限までに必要書類をご提出ください。

4. 今後のスケジュール（予定）

7月25日（金）	公示
8月8日（金）	企画提案の参加表明期限
8月25日（月）	企画提案書の提出期限
9月上旬	審査会（ヒアリング審査）の実施（予定）
	※6社以上応募の場合は8月下旬に書類による予備審査、9月上旬に上位5社による本審査（ヒアリング審査）を行なう。
9月中旬	委託事業者決定、契約締結、事業の実施

5. 問合せ先

札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階
公益社団法人 北海道観光機構
事業企画本部 プロモーション部 角
Email t_sumi@visithkd.or.jp
TEL 011-231-0941

以上

令和7年度アドベンチャートラベル推進事業

ATプロモーション（情報発信）事業企画提案募集要領（企画提案指示書）

1. 事業目的

令和5年9月に北海道で ATWS2023 がアジアで初めて実施開催され、海外から北海道へのアドベンチャートラベル（AT）に対する注目度が高まっている一方で、ATWS2023 参加者アンケートでは「情報不足」や「理解度不足」を課題として挙げる意見が多かったことから、引き続き、海外旅行会社やメディア並びに観光客等向けに効果的に情報発信していくことが求められている。

本事業では、北海道を AT のデスティネーションとしてさらに発信するとともに、AT に対する理解度や認知度を一層向上させるため、道内外の市場に対して効果的にプロモーションを実施する。

2. 事業実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光機構（以下「観光機構」という。）が主体となり、民間企業等に委託して実施する。

3. 企画提案応募条件等

単体企業等又は複数企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、単体企業等及コンソーシアムの構成員は、次のいずれにも該当すること

- (1) 道内に本・支店等を有する次のいずれかの者であること。ただし、コンソーシアムの場合、構成員のうち 1 者以上が道内に本・支店等を有する場合は可とする（なお、コンソーシアムの場合には、別紙協定書の写しを提出すること）。

- ① 民間企業
- ② 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利活動法人
- ③ その他の法人、又は法人以外の団体等

- (2) コンソーシアムの構成員が単独企業又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと

- (3) 提案事項を的確に実施し、成果物の品質管理能力を有する者であること

- (4) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること

- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること

4. 契約方法等

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする。

5. 委託事業費（上限）

7,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

6. 委託期間及び業務スケジュール

(1) 委託期間

契約締結日から令和8年2月20日（金）まで

(2) 業務スケジュール（予定）

7月25日（金）	公示
8月8日（金）	企画提案の参加表明期限
8月25日（月）	企画提案書の提出期限
9月上旬	審査会（ヒアリング審査）の実施（予定） ※6社以上応募の場合は8月下旬に書類による予備審査、9月上旬に上位5社による本審査（ヒアリング審査）を行なう
9月中旬	本見積書の提出、委託事業者決定、契約締結、事業の実施
2月20日（金）	委託業務の終了・実施報告書の提出

7. 業務委託内容（企画提案事項）

(1) メディア媒体を活用した情報発信によるプロモーションの企画

国内におけるアドベンチャートラベルの認知度向上及び、北海道を AT デスティネーションとして印象づけることを主な目的とし、有効な媒体及び手法を提案すること。また、想定されるリーチ数やエンゲージメント率についても提案に含めること。

① 目的

（ア）国内において AT に対する理解度・認知度を向上させる。

（イ）北海道を AT のデスティネーションとしてターゲット層に印象づける。

② ターゲット層

道内外の日本人や日本在住の外国人。アウトドアアクティビティや文化交流など AT コンテンツやツアーに興味のある方々。

③ プロモーション期間

可能なプロモーション期間を明示すること。

④ 施策数

2施策以上

⑤ 施策例

想定する施策例は次のとおり。ただし、効果的な施策が他にあれば提案すること。

<例>

（ア）テレビ番組等を利用したプロモーション

（イ）交通機関車内誌または機内誌への記事掲載

（ウ）SNS 等を利用したプロモーション

（エ）ターゲット層が好む雑誌等への記事掲載

（オ）ターゲット層が好むイベントへの出展

（カ）公共施設（空港、地下歩行空間等）への広告掲載

⑥ 利用・編集可能な既存 AT 素材

（ア）参加表明事業者には、観光機構より素材内容が分かる資料を配布する。

（イ）素材は採択後に提供する。受託事業者は記憶媒体（ハードディスク、USB など）を用意すること。

（ウ）提供する素材データは、当事業にのみ使用し、事業終了後に削除すること。

（エ）受託者にて用意するライブラリー素材は補助的に活用することを可とするが、納

品後の 2 次利用が可能であることとする。

⑦ AT の情報発信において留意すべき点

AT の一般的な定義のみにとどまらず、「サステナビリティ」や旅行を通じた「地域貢献」など、AT の本質的な理解が深まる内容とすること。

(ア)AT の 3 要素（一般的な定義）

アドベンチャートラベル・トレード・アソシエーション (ATTA) によると、「AT とは、『アクティビティ』『自然』『異文化体験』の 3 つの要素のうち、2 つ以上を含む旅行形態」と定義されている。

(イ)AT の四方よし (AT の理念)

北海道では AT を通じて、「観光客」「観光事業者」「地域」「環境」の 4 方向に利益がある状態を目指している。

(ウ)AT の 5 つの体験価値

ATTA (Adventure Travel Trade Association) は、「今までにないユニークな体験」「自己変革」「健康であること」「挑戦」「ローインパクト」といった 5 つの体験価値を提唱している。

(エ)AT のより本質的な理解

(ア)～(ウ)を鑑みると、AT のより本質的な理解としては、「『アクティビティ』を通じて『自然体験』や『異文化体験』を行い、地域の人々と双方向で触れ合い、楽しみながら、その土地の自然と文化をより深く知ることによって自分の内面が変わっていくような旅行形態」と言える。

⑧ その他留意点

- ・実施する施策の費用対効果を審査し、受託事業者を決定する。
- ・新規撮影を行う場合、アクティビティに関しては、ガイドを同行し撮影すること。
- ・可能な限り北海道アドベンチャートラベルガイドや北海道アウトドア資格を保持するガイドをアサインすること。
- ・制作物がある場合は、仮編集または初稿等の段階で、観光機構に内容の確認を行うこと。
- ・本事業に係り発生する著作権等の権利の一切は、観光機構のみに帰属するものとする。

(2) プロモーションの実施

上記(1)の企画提案に基づき、プロモーションを実施すること。

① 実施計画の策定

② 施策の実施

③ 目標設定および効果測定

(ア)実施する施策に応じた達成指標値を設定し、測定すること。

(イ)施策の効果および有効性を測るため、取得できる項目と数値を可能な限り評価指標 (KPI) として設定し、測定すること。

(ウ)施策の効果や有効性を検証、分析し、結果を報告書に含めること。

(エ)適宜進捗報告を行うこと。

(3) 上記(1)～(2) 共通の注意事項

事業実施内容は、観光機構と協議の上で決定すること。

(4) 地域及び事業者への協力依頼

可能な限り地域の関係者や事業者の協力（プレスリリースによる無料パブリシティ等）を得ることにより、委託事業費と同額程度の現物協賛の獲得に努めること。

(5) その他

上記以外に、当事業の充実を図る提案があれば盛り込むこと。

(6) 上記(1)～(5)の業務遂行にかかる計画の策定

(7) 上記(1)～(5)の業務にかかる進行管理

(8) 事業実績報告書及び成果物の提出

① 納品期限：

事業期間終了まで

- ② 報告書は、イベント写真や個人情報等を含む全体報告書と、個人情報等を除いた公開用報告書の2種類を作成すること。全体報告書は印刷物3部及びデータ、公開用報告書は印刷物1部及びデータを提出すること。また事業にて制作、撮影したものは成果品として提出すること。

8. 参加表明

企画提案提出前に、次のとおり参加表明を行なうこと。

(1) 提出期限 令和7年8月8日（金）16:00

(2) 提出方法 メール

(3) 提出場所 プロモーション部 角 t_sumi@visithkd.or.jp

9. 企画提案書の提出

(1) 提出書類

① 企画提案書

上記「7. 業務委託内容（企画提案事項）」に係る企画提案事項を記載すること。
審査上、具体的な企業名・氏名が分からないように作成すること。

② 企画提案事項の総括表

各提案事項を簡潔にまとめたものとする（A4用紙1枚程度）。

- ③ 実施スケジュール（企画提案が採択された後、業務処理計画書として再提出する）
執行体制について分かりやすいように詳細に記載すること。

④ 事業実績

会社等の業務内容及び本事業に類似した業務実績について記載すること。

ただし、観光機構から過去に受託した事業の実績については、記載しない。

⑤ 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を具体的に記載すること。

⑥ コンソーシアム協定書の写し

コンソーシアムで企画提案する場合に提出すること（定型書式は別添のとおり）

⑦ 見積書（参考見積り）

- 押印不要（企画提案が採択された後、押印付の本見積書を再提出する）
 - 再委託がある場合は、該当する経費項目を明確にすること
- (2) 規格及び部数
A4判 5部（社名あり1部、社名なし4部、ホッチキス止め不要）
- (3) 提出方法
提出場所に持参または郵送（提出期限必着）すること。FAX、メールでの提出は不可。
- (4) 提出期限
令和7年8月25日（月）16：00（厳守）
- (5) 提出場所
札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階
（公社）北海道観光機構 事業企画本部 プロモーション部
担当：角 TEL 011-231-0941

10. 選定基準

- (1) 業務遂行能力
北海道観光等の実情に精通し、業務を遂行するにあたっての実施体制が確保され、遂行能力があると判断できるか。
- (2) 企画提案の目的適合性
- 指示内容が十分理解されているか。
 - 協力体制など人的ネットワークが確保されているか。
 - 効果的な事業内容となっているか。
- (3) 実現性
事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案になっているか。
- (4) 経済合理性
費用対効果が高い提案になっているか。

※道庁旧本庁舎（赤れんが庁舎）への誘客を目的とした内容について
北海道観光機構は「北海道赤れんが未来機構」のコンソーシアムの構成員となり、北海道庁旧本庁舎（以下、「赤れんが庁舎」という）の運営・管理業務を受託していることから、当該事業においては、赤れんが庁舎への誘客を目的としたプロモーションはできないため提案に含めないよう留意すること。

11. 応募上の留意事項

- (1) 企画提案は、1社1提案とする。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書は返却しない。
- (4) 参加表明書の提出があっても、企画提案書を期日までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。なお、参加表明書の提出後に不参加を決定した場合は、企画提案書の提出期日までに事業担当に連絡すること。
- (5) 提出された企画提案について、ヒアリング審査を行う。
- (6) 企画提案を提出する事業者が4社以上の場合は書面審査を行い、原則、上位3社をヒアリングの対象とする。
- (7) ヒアリングの日時及び場所は、別途連絡する。
- (8) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなす。
- (9) ヒアリング時の追加資料の配付については認めない。

(10) ヒアリング会場に入ることが出来るのは3名までとし、オンライン形式での参加者がいる場合には、最大で4名までとする。（オンライン形式のみでの参加は不可とする）

(11) 企画提案の採否については文書で通知する。

12. 著作権等の取扱

(1) 成果品などの構成素材等、当該事業実施の際に発生した著作権は観光機構に帰属するものとする。

(2) 成果品および構成素材に係る知的財産等
ウェブサイト等への掲載が見込まれることから、成果品および構成素材に含まれる第三者の著作権およびその他の権利に抵触することがないように十分に配慮すること。

13. 委託契約に関する基礎的事項・留意事項

受託者と結ぶ契約については、次の事項を基本とする。

(1) 採択された提案内容は、観光機構と協議の上、修正する場合がある。

(2) 作業の運営について、その都度、事務局と協議すること。

(3) 事業実施にあたり、新型コロナウイルス感染対策を遵守した企画・運営を行うこと。

14. 再委託について

再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、見積書（参考見積り）及び本見積書に再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。

また、再委託を行う際には、予め観光機構の承諾を得る必要がある（契約締結後、別添定型書式による「再委託の承諾申出書」を提出する）。観光機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う。

① 「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）については、再委託を行うことはできない。

② 「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務については、再委託に際し、観光機構の承諾を要する。

③ 「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）については、再委託に際し、観光機構の承諾を要さない。

15. 事業問合せ先

札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

（公社）北海道観光機構 事業企画本部 プロモーション部

担当：角

Email t_sumi@visithkd.or.jp

TEL 011-231-0941

以上

委託契約に関する留意事項

契約書の内容を正しく理解するとともに、特に次の事項をご確認ください。

契約全般について

契約区分

- ・ 委託契約には成果物を求める請負契約と、一定の業務の執行を求める（準）委任契約があります
- ・ （準）委任契約は業務に要した経費に応じて契約額の範囲内で対価が支払われるものであり、減額となる場合もあるので留意願います

再委託

- ・ 再委託は禁止です。ただし、一定の要件を満たす場合、例外的にその一部の業務を再委託することができます（再委託の詳細については下記『再委託について』のとおり）。
- ・ 受託者は、委託業務に係る再委託先の行為について、その全ての責任を負います。
- ・ 再委託が認められた場合、受託者は、契約を遵守するために必要な事項について、本契約書を準用して再委託先と約定するとともに、契約内容や契約上の留意事項について、再委託先への十分な説明と理解を得てください。
- ・ 再委託先は、自己都合による第三者への委託はできません。

報告等の義務

- ・ 業務を行う上で、事情の変更があった場合は、速やかに報告してください。

調査等への対応

- ・ 契約期間中に業務の処理状況に関し、公的書類等の関係書類の提出を求め、また、現地調査を行う場合があります。

指名停止等

- ・ 契約違反や不適切な行為があった場合、その内容によって一定期間、当機構と契約ができなくなる場合があります。また契約の解除や損害賠償を請求することがあります。

その他（コンソーシアムに係る留意事項）

- ・ 代表者は責任体制・管理体制・実施体制を明示してください。
- ・ 代表者は構成員に対し、当機構との契約内容を十分に周知してください。

再委託について

再委託は禁止です。
ただし、一定の要件を満たす場合、例外的にその一部の業務を再委託することができます。

再委託が認められないもの

以下のどれか一つでも該当した場合は認められません。

- ・ 業務の全部を再委託する場合
- ・ 業務の主要な部分を再委託する場合
- ・ 複数の業務をまとめて委託した場合に、1件以上の業務の全部を再委託する場合

再委託は事前の承諾が必要

やむを得ず再委託が必要な場合は、次の事項を記載した書面を提出して、当機構の承諾を得てください。

- ・ 再委託する相手方の称号または名称及び住所
- ・ 再委託する理由及びその必要性
- ・ 再委託する業務の範囲・内容と契約金額
- ・ 再委託する相手方の管理・履行体制、職員の状況
- ・ 再委託する相手方の過去の履行実績
- ・ その他求められた書類

コンソーシアム協定書

(目 的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光機構が発注する「令和7年度アドベンチャートラベル推進事業ATプロモーション（情報発信）事業」（以下「本業務」という。）を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(名 称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「令和7年度アドベンチャートラベル推進事業ATプロモーション（情報発信）事業」受託コンソーシアム（以下、「本コンソーシアム」という。）と称する。

(構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

- (1) _____
- (2) _____
- (3) _____

(幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は_____とする。
2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

第１１条 本コンソーシアムの取引金融機関は、 とし、
本コンソーシアムの代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

第12条 本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

構成員 (所在地)
(名 称)
(代表者) (印)

令和 年 月 日

公益社団法人北海道観光機構
会 長 唐神 昌子 様

〔申請者〕
住所

氏名

印

再委託（変更）承認申出書

令和 年 月 日付けで契約した業務委託契約に関して、受託した業務の一部を下記のとおり委託（二次委託以降を含み、以下総称して「再委託」といい、委託先を総称して「再委託先」という。）したく承認願います。

上記契約に係る遵守事項を再委託先にも徹底するとともに、再委託先の貴機構に対する一切の行為について、最終責任は当社が負うことといたします。

また、貴機構による再委託先に対する直接の实地監査等の実施要請があった場合には、再委託先にもその義務を負うことを確約し、協力することを誓約いたします。

なお、申出内容に変更が生じた場合は、速やかに申出いたします。

記

1. 契約名称
2. 再委託する業務の内容・範囲（別紙によることも可）
 - (1)
 - (2)
 - (3)
3. 再委託先
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 代表者氏名
 - (3) 所在地
 - (4) 電話番号
4. 委託期間
令和 年 月 日から令和 年 月 日
5. 再委託する理由・必要性
6. 再委託する業務の契約予定金額
_____円（消費税込み）
7. 再委託に関する再委託先との契約の有無（該当するものに○を付してください。）

有 ・ 無 （※「無」の場合は、その理由）

※ 委託先が複数になる場合は、上記項目を網羅した別紙により申し出ることも可能です。